

令和4年1月25日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部会議資料  
市民部

### まん延防止等重点措置期間における友好都市宿泊施設利用助成事業の取扱いについて

このことについて、令和4年1月1日より、友好都市11施設を対象とした市民宿泊助成を再開していたが、今般のまん延防止等重点措置の実施に基づき、次のとおり再度助成を一時休止する。

- 1 期間：令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）（まん延防止等措置期間）
- 2 内容：上記期間中の新規予約受付分、および宿泊への助成の休止

※2月14日以降の対応は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて検討する。

担当：多文化共生・交流課